

内閣参甲第一三二号

昭和二十四年十一月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出生活保護法の拡大に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提呈生活保護法の拡大に関する質問に対する答弁書

現行生活保護制度においては、保護を受けようとする者が現実能力がありながら勤労を怠つて生計の維持に努めなかつたり、素行不良であつたりしない限り、その原因、理由の如何にかかわらず、現に生活の保護を要する状態にある者を無差別平等に保護して、これらのものの最低生活を保障する建前でありませうから、仮令受刑者であつても何等差別されるものではなく、現に保護を要する状態にある者であれば、当然保護の対象となり得る訳でありますから、受刑者の保護については刑務所等の機関と被保護者の居住地の市町村と積極的に連絡をせしめて、遺憾のないよう致したいと考えています。